

株式会社アットマーク 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境にすることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日~令和10年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得率と次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

【目標を達成するための対策とその実施時期】

令和5年 6月 各部署における休業者の業務カバーの検討

令和5年10月 検討結果の実施（業務体制の見直し、複数担当者制など）

令和6年 1月 育児休業取得開始日から5日間を特別休暇とする制度の周知

目標2 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする。

【目標を達成するための対策とその実施時期】

各年 7月 現在の取得状況と取得予定のとりまとめ

各年 8月 社内通知などで有給取得促進キャンペーンを行う

目標3 所定外労働時間を減らすためノー残業デーを設けて実施する。

【目標を達成するための対策とその実施時期】

令和6年 1月 所定外労働の現状を把握

令和6年 2月 社内での検討

令和6年 4月 社内通知などでノー残業デーの周知・実施